

## 岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市域の減災を図るため、既存の木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

(2) 耐震診断 既存の木造住宅の地震に対する安全性を診断するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱の規定に基づき実施されるもの

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について」

（平成31年1月1日付け国住指第3107号）別添1の表の(2)に規定する

（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施されるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの

(3) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価をいう。

(4) 倒壊の危険性がある住宅 耐震診断又は住宅性能評価を受け、その結果が、耐震診断にあつては上部構造評点が1.0未満、住宅性能評価にあつては耐震等級が1に満

たない住宅をいう。

- (5) 耐震基準 耐震診断にあつては上部構造評点が1.0以上、住宅性能評価にあつては耐震等級が1以上を満たす性能をいう。
- (6) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員が工事監理を行うものに限る。）をいう。
- (8) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化のために改修する工事（別表第2に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員が工事監理を行うものに限る。）をいう。
- (9) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置であつて、防災ベッド又は耐震シェルターとして、東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門で選定されているもの（別表第3）又はその他市長が認めるものをいう。
- (10) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事（別表第4に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）をいう。
- (11) 高齢者等 65歳以上の方が居住している世帯、障がい者の方が居住している世帯又は収入分位25%以下の世帯をいう。
- (12) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条第2号及び第3号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- (13) 特定行政庁 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定するものをいう。
- (14) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。
- (15) 取扱金融機関 利子補給制度を取り扱う金融機関のことをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかの工事とする。

- (1) 耐震改修工事
- (2) 部分耐震改修工事
- (3) 耐震シェルター等設置工事

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす建築物とする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手したこと。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 倒壊の危険性がある住宅であること。
- (5) 耐震改修工事にあつては、要安全確認計画記載建築物ではないこと。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

(補助金の交付制限)

第6条 補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物については第3条第1項各号に掲げるいずれかの工事につき1回までとし、既にこの要綱による補助を受けた事業は対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が同一敷地内に複数存在する場合にあつて

は、当該敷地につき1回までとする。

(補助対象経費)

第7条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1、別表2及び別表4に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 工事の設計に係る費用

(2) 増築、リフォーム等に係る費用（耐震改修工事及び部分耐震改修工事のために施工される部分を除く。）

2 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

(補助金額)

第8条 補助金の助成額は、別表第1、別表2及び別表4により算出した金額を交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業に着手する前に岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 木造住宅の建築の工事着手時期が推測できる書類

(2) 木造住宅の登記簿謄本等の建物所有者が確認できる書類

(3) 木造住宅の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、これらの利害関係者の補助事業実施に係る同意書

(4) 付近見取図

(5) 補助対象建築物の外観写真

(6) 耐震改修工事物件調書（様式第2号）

(7) 見積書及び見積内訳書の写し

(8) 木造住宅の耐震診断の報告書の写し

- (9) 耐震改修工事においては、補強計画書の写し
- (10) 部分耐震改修工事にあつては、部分補強計画書の写し
- (11) 市税の滞納無証明書
- (12) 高齢者等が居住することを証する書類として市長が特に必要と認めるもの

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

(決定通知)

第10条 規則第8条の規定による通知は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(計画変更等の承認)

第11条 規則第12条の規定による計画変更等の申請は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額に変更が生じるとき 岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定額変更申請書（様式第5号）
- (2) 補助金の交付決定額に変更が生じないとき 岡山市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書（様式第6号）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 岡山市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

3 規則第12条の承認は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は岡山市木造住宅耐震改修等事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第9号）を補助事業者へ通知することにより行うものとする。

(着手届)

第12条 規則第15条に規定する着手届は、岡山市木造住宅耐震改修等事業着手届（様式第10号）に契約書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第13条 補助事業者は、中間工程の工事が完了したときは、岡山市木造住宅耐震改修等

事業中間検査申請書（様式第11号）を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、耐震シェルター等設置工事にあつては、この限りではない。

（完了検査）

第14条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、直ちに岡山市木造住宅耐震改修等事業完了検査申請書（様式第12号）を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日までに、岡山市木造住宅耐震改修等事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績明細書（様式第14号）

(2) 領収書の写し

（補助金の額の確定）

第16条 規則第17条に規定による通知は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第17条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出して行わなければならない。

（公表）

第18条 市長は、本事業の耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に定める情報は公表してはならない。

（取引上の報告）

第19条 補助事業を完了した者は、当該木造住宅を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、賃借人又は賃借人になる者に、耐震改修工事の結果を報告しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(代理受領)

第21条 補助事業者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者（以下「耐震事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請をするときは、第9条に規定する書類に加えて、岡山市木造住宅耐震改修等事業代理受領予定届出書（様式第17号）を添付して市長に提出しなければならない。

3 代理受領の中止を行うときは、実績報告書を提出する前までに、岡山市木造住宅耐震改修等事業代理受領予定届出取下書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

4 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したときは、第15条に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を実績報告書に添付して市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績明細書（様式第14号）

(2) 補助事業に要した事業費に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(3) 岡山市木造住宅耐震改修等事業内訳報告書（様式第19号）

5 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、第17条で規定する補助金交付請求書に加えて、岡山市木造住宅耐震改修等事業代理受領に係る委任状（様式第20号）を添付して市長に提出しなければならない。

(利子補給制度の利用対象証明書発行申請)

第22条 利子補給制度を利用しようとする者は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第21号）を、第9条第1項に規定する補助金申請に添付し市長に提出しなければならない。

(利子補給制度の対象証明)

第23条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、利子補給制度の対象であると認めたときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給

制度利用対象証明書（申請者用）（様式第22号）及び【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（様式第23号）をもって当該申請者に証明するものとする。

（利子補給制度の証明取り消し）

第24条 市長は、前条に規定する証明後に、第11条第3項に規定する岡山市木造住宅耐震改修等事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第9号）（申請区分が中止（廃止）に該当するものに限る）の通知を行う場合は、前条で規定する証明の取消しを行うものとし、耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書（様式第24号）をもって当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたことについて、取扱金融機関に連絡しなければならない。

3 申請者は、利子補給制度を辞退又は審査落ちした場合は、辞退又は審査落ちした旨の通知の発行を金融機関に依頼し、岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定額変更申請書（様式第5号）にこれを添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、第11条第3項に規定する通知を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に工事が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条，第7条，第8条関係）

既存木造住宅の性能		耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額	
耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	上部構造評点が1.0以上	耐震改修工事に要する費用	4/5 (利子補給制度を利用する場合は、2/5)	一住宅につき1,150千円を上限とする。 (利子補給制度を利用する場合は、575千円を上限とする。)
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上	耐震改修工事に要する費用	4/5 (利子補給制度を利用する場合は、2/5)	一住宅につき1,150千円を上限とする。 (利子補給制度を利用する場合は、575千円を上限とする。)

別表第2（第2条，第7条，第8条関係）

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
-----------	------	--------	-----	----------

部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	岡山県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること	部分耐震改修工事に要する費用 ただし、一階で寝室を含む1箇所までとする。	1/2 (高齢者等にあつては4/5)	一住宅につき800千円
----------	------	-----------------	-------------------------------	---	-----------------------	-------------

別表第3（第2条関係）

補助対象となる耐震シェルター等

分類	補助対象
耐震シェルター	東京都「木造住宅の安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門で選定されているもの
防災ベッド	

※岡山市内では取り扱いができない商品がある場合があります。

詳細につきましては、各会社へお問い合わせください。

別表第4（第7条，第8条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震シェルター等設置工事費	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	1階部分に別表第3に定める耐震シェルター等を設置すること	耐震シェルターの購入，運搬及び設置に要する費用	1/2 (高齢者等にあつては4/5)	一住宅につき800千円
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの		防災ベッドの購入，運搬及び設置に要する費用	1/2 (高齢者等にあつては4/5)	